

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【丹後地域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査 結果	審査委員会 意見等	備考		
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性					
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性				他の管理者等と の調整の難易	
1	交通安全 施設	信号機 (新設)	京丹後市大宮町 下常吉74番地先 府道大宮野田川 線常吉五箇役場線	見通しが悪く、車両の 通過速度も速いことか ら、事故防止対策とし て信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施 すべき	実施 すべき	京丹後署管内 (受付番号 30)
2	交通安全 施設	信号機 (新設)	宮津市漁師1652 番地2先 国道176号黙止小 路線交差点	交通量が多い国道を横 断するための安全対策 として信号機の設置を 要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施 すべき	実施 すべき	京丹後署管内 (受付番号 42)
3	交通安全 施設	信号機 (系統化)	宮津市宇鶴賀 2054-1先 宮津停車場線大 手橋東詰	隣接する市役所前の信 号機と系統されておら ず、円滑な交通の流れ が阻害されているの で、系統化を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施 すべき	実施 すべき	京丹後署管内 (受付番号 11)
4	交通安全 施設	信号機 (文字板設 置)	京丹後市網野町 掛津643-1先 R178遊三差 路	感知式信号機を設置さ れているが、感知する 位置が不明瞭なので、 感知器の下に○印の表 示を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施 すべき	実施 すべき	京丹後署管内 (受付番号 76)
5	交通安全 施設	横断歩道 自転車横断帯 歩行者灯器増灯	京丹後市久美浜 町永留322-1先 R312永留	横断歩道と自転車横断 帯の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施 すべき	実施 すべき	京丹後署管内 (受付番号 35)
6	交通安全 施設	一時停止 横断歩道	京丹後市弥栄町 野中2010番地1先 府道浜丹後線府 道弥栄本庄線交 差点	一時停止規制の実施 と、横断歩道の設置を 要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施 すべき	実施 すべき	京丹後署管内 (受付番号 63)
7	交通安全 施設	横断歩道	京丹後市網野町 島津2152番地先 府道網野岩滝線 市道志原線交差 点	横断歩道の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施 すべき	実施 すべき	京丹後署管内 (受付番号 67)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入